別添１

令和２年　５月１３日

障害のあるかた、障害をもつ子どもを抱える保護者のみなさまからの

新型コロナウイルス感染症に関する御要望、お問い合わせ

|  |
| --- |
| 問１　日常生活に係ることについての障害者専用の相談窓口（専用電話）は設置してあるのか。  　　障害についての専門知識のあるかたによる対応をお願いしたい。 |

　　（答）

日常生活に係ることについては、別添２及び３のとおり、各区の基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所に、身体障害者手帳を持たない発達障害のあるかたについては、広島市発達障害支援センターにご相談ください。

|  |
| --- |
| 問２　本人もしくは家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応はどのようにすればいいのか。また病室やホテルで親子が安心して滞在できるよう、必要に応じて親子を同室にするなどの配慮と、自宅療養の場合の訪問看護をお願いしたい。 |

　　（答）

　　　　障害児者のかたを抱えるご家庭における、新型コロナウイルス感染対応については全国的かつ喫緊の課題であり、国から都道府県に対しては、障害児者各々の障害特性等を踏まえて、予め受入医療機関の整備を行うよう指示されていることから、広島県新型コロナウイルス感染症患者受入れ調整本部（以下「本部」といいます。）において、受入可能な県内医療機関等の情報を集約しています。

　　　　こうした中、感染等が疑われる場合には、統一的な窓口としてコールセンター（電話：241-4566）にご連絡いただきますが、障害のあるかたご本人等が感染された場合の療養については、コールセンターからの報告を受けた各区の保健センターが本部に情報提供し、本部が療養先等の調整を行います。

　　　　療養先等の調整等に当たっては、個々の状況を丁寧に聞き取り、ケースごとにできる限りご本人及びご家族のかたへの配慮がなされるよう広島県とも連携して対応しますので、実際に療養する中で障害特性等に伴う配慮が必要な場合は、ご遠慮なくご相談ください。